

北海道教育大学学位規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに北海道教育大学学則(平成26年学則第1号。以下「学則」という。)第38条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、北海道教育大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学の大学院修士課程を修了した者に授与する。

(教職修士の学位授与の要件)

第4条の2 教職修士(専門職)の学位は、本学の大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文)

第5条 修士課程の学生は、修士論文(学則第58条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下「学位論文」という。)を学長に提出するものとする。

2 学長は、学位論文を受理したときは、学位授与の審査を、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号。以下「運営規則」という。)第24条第1項第2号に規定する教授会(以下「教授会」という。)に付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 教授会は、前条第2項の学位授与の審査が付託されたときは、運営規則第27条第1項第6号から第11号に規定する教員会議(以下「教員会議」という。)の下に審査委員会を設置し、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 審査委員会は、学位論文を提出した学生が所属する専修及び当該学位論文の内容と関連する専修に属する研究科担当教員のうちから、研究指導教員を含む3人以上の審査委員をもって組織する。

3 前項の審査委員会には、同項の審査委員のほか、必要に応じて他大学の研究科担当教員を加えることができる。

4 審査委員会に委員長を置き、審査委員の互選とする。

(最終試験)

第7条 最終試験は、学位論文の審査に合格した者について、当該学位論文を中心として、関連科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(学位論文及び最終試験の審査結果)

第8条 審査委員会は、学位論文及び最終試験の審査結果を教員会議に文書で報告しなければならない。

(学位の授与)

第9条 学長は、学則第38条の規定に基づき卒業をした者、学則第58条の規定に基づき修士課程を修了した者及び学則59条の規定に基づき専門職学位課程を修了した者に対し、学位の授与を決定し、学位記(別記様式)を授与するものとする。

(学位記の専攻分野の名称)

第10条 学位記には、専門職学位課程を除き、専攻分野の名称(別表)を付記するものとする。

(学位記の名称の使用)

第11条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「当該学位名(専攻分野名)」とし、専門職学位課程は「教職修士(専門職)」とするものとする。

(学位授与の取消し)

第12条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、当該教授会の審議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に小学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程及び社会教育課程に在学する者に係る学位については、なお、従前の例による。

附 則(平成16年9月29日平成16年規則第135号 改正)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月28日平成17年規則第16号 改正)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月21日平成19年規則第72号 改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日平成22年規則第26号 改正)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日平成25年規則第36号 改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日に教員養成課程、人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程に在学する者(以下この項において「本学在学者」という。)及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者の学位については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日平成26年規則第48号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日平成27年規則第55号 改正)

この規則は、平成28年2月23日から施行し、平成27年9月に修了した者の学位授与の審査から適用する。

別表（第12条関係）

学部（課程及び学科）・研究科（専攻）	専攻分野の名称
教育学部 教員養成課程	教育学
国際地域学科 芸術・スポーツ文化学科	地域学 教育学 芸術・スポーツビジネス 音楽文化 美術文化 スポーツ文化
教育学研究科 学校教育専攻 教科教育専攻 養護教育専攻 学校臨床心理専攻	教育学

別記様式
第3条該当者

第 号	割 印	学位 記	○○○ 課程（又は学 科）	氏 名	年 月 日 生	本学所定の課程を修め本学を卒業したの で学士（専攻分野名）の学位を授与する
	大学印					
						北海道教育大学

第4条該当者

第 号	割 印	学位 記	氏 名	年 月 日 生	本学大学院教育学研究科○○○専攻修士 課程を修了したので修士（専攻分野名）の 学位を授与する	
	大学印					平成 年 月 日
						北海道教育大学

第4条の2 該当者

第 号	割 印	大学印	北海道教育大学	平成 年 月 日	授与する 課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を 授与する	氏 年 月 日生 名	学 位 記
--------	--------	-----	---------	-------------------	--	---------------------	-------------